

「早期経営改善計画策定支援事業」を活用した民間金融機関による経営改善支援について

中小企業の早期の経営改善への取り組みを後押しする為、「早期経営改善計画策定支援事業」について、一定の条件のもと**民間金融機関による支援を補助対象**とする取り扱いを実施しています。

対象者

令和7年2月1日～令和10年1月31日までに中小企業活性化協議会に利用申請し、支援決定がなされたもので、利用申請日時点において、下記①～③のすべてに該当する方

- ①支援を受ける中小企業者（以下、「支援対象者」という）は**ゼロゼロ融資（借換分を含む（注1））**を利用しており、支援金融機関に**当該融資の残高があること**
- ②支援金融機関は、支援対象者にとっての**メインバンク（注2）**であること
- ③支援金融機関における、支援対象者の**融資総額（注3）が4,000万円以下**であり、そのうちゼロゼロ融資（借換分を含む（注1））の保証債務残高が**50%以上**であること

（注1）ゼロゼロ融資を借り換えて、ゼロゼロ融資でない保証協会付き融資になっている場合を含みます。借り換えの際、追加融資を伴う場合、残高は追加融資分を含んだ融資残高とします。

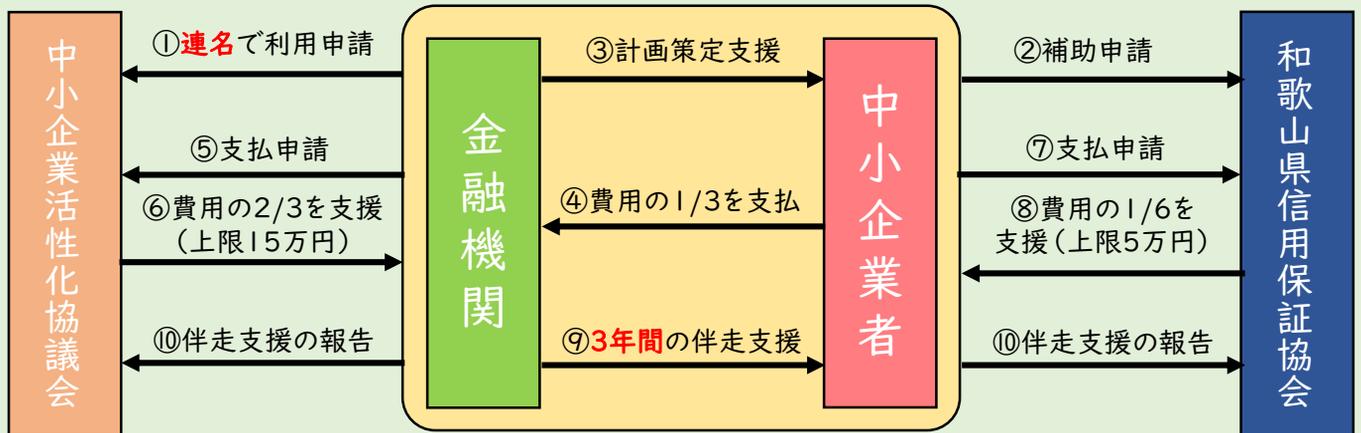
（注2）メインバンクとは、上記融資の利用申請時点または利用申請の直近決算時点の融資残高が、最も多い金融機関をいいます。ただし、取引年数や取引状況等を勘案した上で、支援対象者がメインバンクと認める場合はこの限りではありません。

（注3）融資総額には、手形・でんさい等の割引及び支払承諾の残高は含みません。また、当座貸越等の極度貸付における未使用分の残高（空き枠）は、融資総額に含みません。融資総額は、いわゆる当座貸越・手形貸付・証書貸付（及びそれに準ずる融資）における実際に貸し付けている残高の総額です。



当協会では国の支援事業を利用された中小企業者に対して**計画策定費用の一部補助※**を行っています。

手続きイメージ



※当協会補助事業の詳細は「経営改善計画策定支援費用補助事業のご案内」をご覧ください。

補助の範囲

（単位：万円）

計画策定費用	国の補助額 (計画策定費用の2/3(上限15万円))	当協会の補助額 (計画策定費用の1/6(上限5万円))	お客様負担額 (国・当協会の補助後)
45	15	5	25
30	15	5	10
18	12	3	3

お問い合わせ先



■本所 経営支援課 TEL:073-433-9704 ■田辺支所 業務課 TEL:0739-22-4666

(2025.2)